

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（159）」
2. 日時：平成29年5月30日 10時00分～12時25分
3. 場所：原子力規制庁 13階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、  
義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他22名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力運営 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 課長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - ホイルローダによるがれき撤去速度（1.44 km/h）について、訓練結果を踏まえた設定の考え方、保守性及び妥当性について説明すること。
  - がれきに関する想定について、ホイルローダによる撤去等を含め、考え方を説明すること。
  - 「基準津波を超える津波」について、想定する津波高さ等を明記するとともに、可搬型設備による対応について整理すること。
  - 有効性評価の全交流動力電源喪失事故（SBO）シーケンスにおいて、津波の影響を想定していない根拠を示すこと。
  - 徒歩による参集について、歩行速度等の設定における妥当性及び保守性を説明すること。

- 実際の参集を想定した訓練の必要性について検討すること。
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の敷地を通る参集ルートについて、ルート確保の妥当性含め詳細に説明すること。
- 鉄塔倒壊時の参集ルートについて、全ての鉄塔が倒壊した場合又は津波襲来時であっても、参集できるアクセスルートが1ルート以上確保されることを説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について